平成２７年（フ）第７９９号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目６番16号　斉藤荘２Ｆ
債務者　仲鉢　明子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1827番地３、前住所長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地３ひかりハイム102
債務者　城戸扶美子（旧姓岳下）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
栃木県下野市文教１丁目16番地21　Ｋ－Ⅲ301
債務者　小峰　好行（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２７４号
静岡県島田市南原260番地の１　サウスフィールド106号室
債務者　山本　誠
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８号
愛知県豊川市御油町今斉45番地の２　エルディム今斉101号、従前の住所愛知県豊橋市新栄町字鳥畷72番地　105
債務者　末浪　卓也
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５０４号
東京都立川市一番町４丁目14番地の１一番町パレス202号
債務者　荒木　璃奈
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１７号
愛知県豊橋市南栄町字空池100番地　６－207
債務者　金子　有美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第２６号
秋田県横手市十文字町腕越字西原99番地36ニコル神原５号室
破産者　佐々木美智子
1　主文　当裁判所が平成27年６月10日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所が「秋田県横手市十文字町宝竜２丁目26番地」とあるのを、「秋田県横手市十文字町腕越字西原99番地36ニコル神原５号室」と更正する。
2　決定年月日　平成27年６月26日
秋田地方裁判所横手支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１９８４号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目７番１－506号
破産者　浦田　謙
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７５号
大阪市住吉区苅田９丁目14番７－1102号
破産者　濵野　公恵（旧姓前嶋・冨永）
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地34－203、前住所奈良県天理市平等坊町176番地１
破産者　小熊　征一
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１６４９号
札幌市南区真駒内本町７丁目２番１－105号
破産者　打越久美江（旧姓尾崎）
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７２号
さいたま市浦和区大字三崎399番地１
破産者　金子　恆夫
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
山梨県韮崎市藤井町南下條484番地１　河村アパートＡ棟、開始決定時住所静岡県藤枝市田沼１丁目25番20号
破産者　増田　明彦
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９２号
名古屋市熱田区四番１丁目12番11号　鈴木第１コーポ302号
破産者　中野　里沙
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部